令和８年（フ）第１４１号
兵庫県西宮市南甲子園３丁目４番51―204号
破産者　宅食ライフ淀川店こと　森下　健吾
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８号
香川県高松市伏石町714番地１　サンヒルズ伏石302
破産者　堀口　　華
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２号
愛媛県大洲市新谷乙299番地１　コーポつくだ102号、旧住所愛媛県西予市宇和町上松葉161番地１　ビ・ブロッサム102号
破産者　菊池　義典
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和７年（フ）第４１９号
宮崎市神宮西１丁目59番地３　サーパス神宮弐番館111号
破産者　松本洋一郎
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１９９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折392番地１
破産者　甲斐　眞一
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第８号
宮崎県延岡市山下町２丁目3998番地32　グリーンモール　Ｃ
破産者　飯田　　昭
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４２号
宮崎県延岡市昭和町３丁目６番地２
破産者　佐藤　大弥
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和７年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市西川田町880番地119、開始決定時の住所栃木県宇都宮市西川田町747番地２　フローラルコートＤ101
破産者　山下登貴雄
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２６２号
千葉県船橋市西習志野３丁目23番10号
破産者　株式会社シニアフィットネスプラン
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３６号
千葉県四街道市和良比276番地101（エミネンスＡ103）
破産者　齊藤　隆之
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第９２号
兵庫県西脇市黒田庄町岡1079番地の24
破産者　有限会社吉田建材
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第７４号
北海道北見市南町一丁目５番５号
破産者　続木熱源株式会社
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和５年（フ）第１４４６号
東京都中野区東中野１丁目58番16号　東中野コーポ702号室
破産者　医療美容・美肌サロン株式会社
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第１８３８号
東京都豊島区目白３丁目14―６―703号、開始決定時の住所東京都中野区東中野１―58―８―205
破産者　中島知賀子
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４号
富山県砺波市狐島288番地
破産者　株式会社ＮＥＧ
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２３３号
群馬県太田市成塚町1069番地８
破産者　石原　洋子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１０５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南荒巻81番地１　パストラルＧ号室、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町金澤第９地割142番地５
破産者　三浦　卓也
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第３１７号
宮城県亘理郡亘理町字北新町19番地１　アネックスⅡ203
破産者　水沼　功介
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係